

令和2年2月7日
総合政策局地域交通課
物流政策課
自動車局旅客課

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組の推進に向けて～

地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組を推進することを目的とした「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

I. 背景

地方部を中心とした人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっています。加えて、地域経済社会の発展に資する交通インフラを着実に整備していくことにより、生産性向上を図ることも必要となっています。

このような状況を踏まえ、全ての地域において、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体が、公共交通事業者等と連携して、最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要があります。

II. 法律案の概要

(1) 地域が自らデザインする地域の交通

- 地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成
- 乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し通知

(2) 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

＜輸送資源の総動員による移動手段の確保＞

- 維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続（地域旅客運送サービス継続事業）
- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化
- 鉄道・乗合バス等における貨客混載に係る手続の円滑化（貨客運送効率化事業）

＜既存の公共交通サービスの改善の徹底＞

- 利用者目線による路線・ダイヤの改善や、運賃の設定等を促進（地域公共交通利便増進事業）
- MaaSに参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設（新モビリティサービス事業）

(3) 交通インフラに対する支援の充実

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の拡充

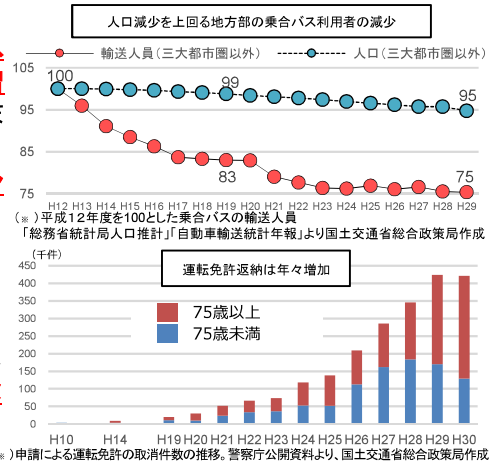
〈お問い合わせ先〉

国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門地域交通課 小川、新倉
物流政策課 新川、野田
自動車局旅客課 辰島、高田、山本
TEL: 03-5253-8111(内線 54724,54722,54808)、03-5253-8987(直通)、FAX: 03-5253-1559

● 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 <予算関連法律案>

背景・必要性

- 人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加**する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。
- 加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備**することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。
- **地方公共団体**が、交通事業者等と連携して、
 - ① 公共交通を中心に**地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
 - ② 最新技術等も活用しつつ、**既存の公共交通サービスの改善・充実**を徹底するとともに、**国が予算面とノウハウ面から支援**を行うことで、**持続可能な地域公共交通を実現**。



法案の概要

地域が自らデザインする地域の交通

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- ◎ **地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成** (作成経費を補助 ※ 予算関連)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施
- ◎ **地域における協議の促進**
 - ・**乗合バスの新規参入等**の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し**通知**

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ① **維持が困難となったバス路線等**について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な**旅客運送サービスを継続**(地域旅客運送サービス継続事業)
- ② 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**の実施の円滑化
 - ・**バス・タクシー事業者**がノウハウを活用して**協力する**制度を創設し、実施を円滑化
 - ・住民のみならず**来訪者**も運送の対象に加え、観光ニーズへの対応を可能に
- ③ 鉄道・乗合バス等における**貨客混載**に係る手続の円滑化(貨客運送効率化事業)



既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ① **利用者目線**による**路線・ダイヤの改善、運賃の設定**等を促進(地域公共交通利便増進事業)
 - ② **MaaS**に参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設(新モビリティサービス事業)
- ※ MaaS: Mobility as a Service

交通インフラに対する支援の充実

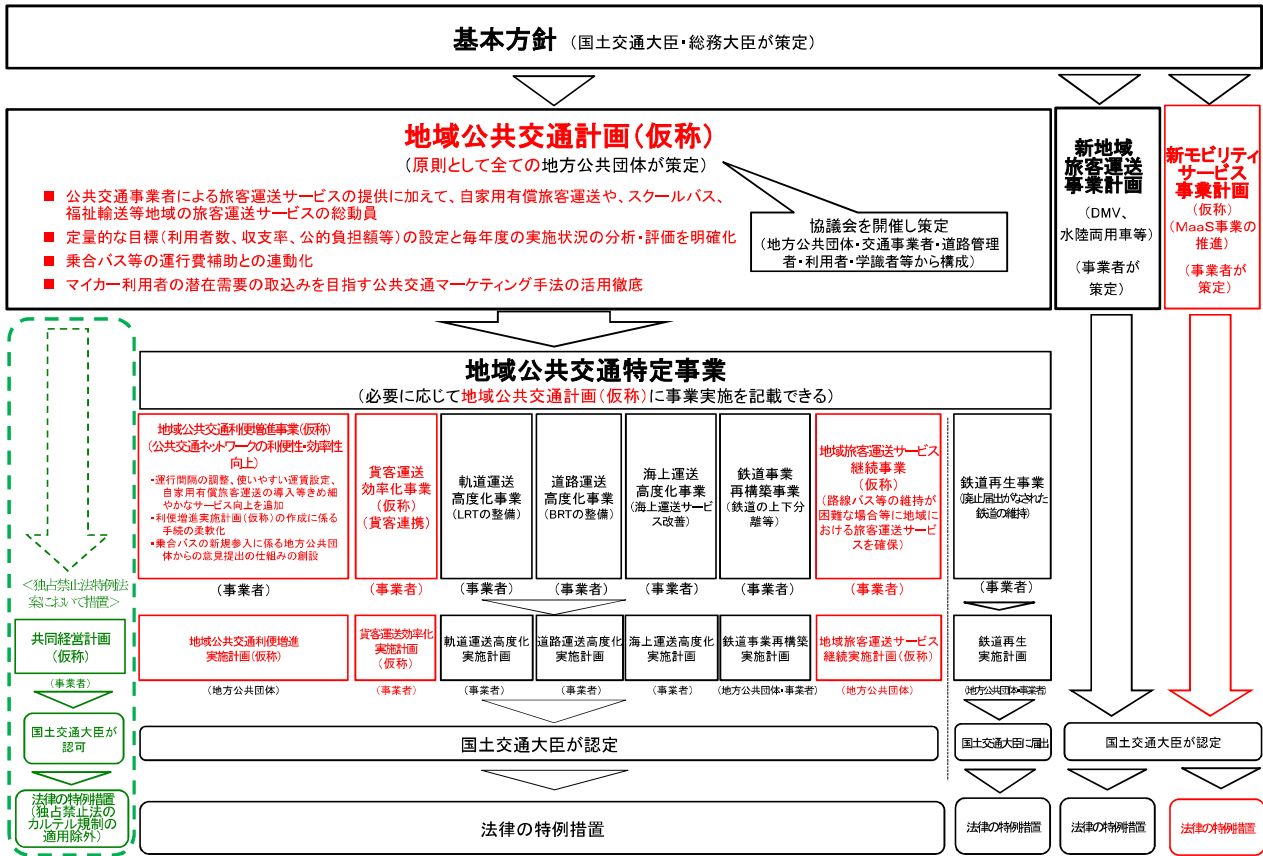
【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- ◎ **独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の拡充**
 - ・多様な関係者の連携による**鉄道インフラ**や**物流拠点の整備** (※ 予算関連)



【目標・効果】地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善、地域の輸送資源を総動員する取組を推進

(KPI)・地域公共交通計画の策定件数	: 524件 (2019年7月時点) ⇒ 1,200件 (2024年度)
・地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数	: 172市町村(2019年7月時点) ⇒ 400市町村(2024年度)
・地域公共交通特定事業の実実施計画の認定総数	: 46件 (2019年7月時点) ⇒ 200件 (2024年度)



地域公共交通計画(仮称)作成の努力義務化

- 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置し、「**地域公共交通総合連携計画**」を作成し、法定計画に基づき取組を推進する制度を創設。
- 平成26年に同法を改正し、①まちづくりと連携し、②面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「**地域公共交通網形成計画**」を法定計画として規定。計画の作成主体について、市町村だけでなく、都道府県を追加。
- しかしながら、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等で**地域公共交通の経営環境は悪化し、路線廃止等が相次いでいる状況**。
- このため、これまでの法定計画を活かしつつ、「**地域公共交通ネットワークの形成**」に加え、「**地域における輸送資源を総動員**」することで、**持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的とする「地域公共交通計画(仮称)」の作成・実施を推進**する。
- また、**地方公共団体による「地域公共交通計画(仮称)」の作成を努力義務化**し、国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進。



地方公共団体による計画作成を努力義務化することで、地域における取組を更に促進